

○岩手県警察職員に支給する旅費の取扱いについて

平成8年3月1日

岩会発第49号警察本部長

〔沿革〕 平成8年12月岩会発第450号、10年4月第183号、第223号、6月第274号、11年5月第334号、12年3月第207号、13年4月岩会第230号、14年5月第245号、9月第409号、16年4月第167号、17年3月第217号、18年3月第197号、19年7月第366号、20年3月第89号、23年12月第718号、26年2月第57号、28年3月第113号改正

各部長

各所属長

一般職の職員等の旅費に関する条例（昭和28年岩手県条例第14号。以下「条例」という。）及び特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例（昭和27年岩手県条例第7号）第7条及び第9条の規定に基づき、職員等に支給する旅費の取扱いについて、必要な事項を次のとおり定めたから遺憾のないようにされたい。

記

（行政職給料表の相当級等）

第1 条例第1条の2の規定により定める行政職給料表以外の給料表の適用を受ける職員の行政職給料表の職務の級に相当する職務の級及び号給は、再任用職員以外の職員にあつては別表第1のとおりとし、再任用職員にあつては別表第2のとおりとする。

2 岩手県知事部局行政組織規則（平成13年岩手県規則第46号）別表第10に掲げる附属機関の委員の行政職給料表の職務の級に相当する職務の級は、7級とする。

3 級の定めのない非常勤の職員に旅費を支給するため、行政職給料表の職務の級に相当する級を決定する場合は、出張目的に応じ、別表第3に定める行政職給料表の相当級格付基準表のその他の欄に掲げる区分に従い決定するものとする。

4 地方公務員法第22条第2項の規定に基づく臨時的任用職員に旅費を支給する場合の行政職給料表の職務の級に相当する級は、1級とする。

5 外国旅行の旅費を支給する場合において、例によるべき国家公務員の職務の級等は、別表第4のとおりとする。

（兼務職員の旅費）

第2 職員で他の職務を兼ねる者が、その兼ねる職務によって旅行した場合には、当該職務相当の旅費を支給する。

（通常徒歩によることを例とする旅行）

第3 職員が通常徒歩によることを例とする旅行（出発地から用務地までの距離が2キロメートル未満の旅行をいう。）をする場合には、次に掲げる旅行を除き、旅費は支給しない。

(1) 交通機関等を利用しなければ旅行することが著しく困難な職員が行う旅行

(2) 公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により宿泊する場合若しくは条例第16条第2号に該当する旅行

（旅費喪失の場合の旅費）

第3の2 条例第2条第5項に規定する知事が定める事情とは、宿泊施設の火災その他本人の責めに帰すべきでない理由で旅行命令権者が警察本部長の承認を得て定めるものをいう。

（鉄道賃）

第4 鉄道賃の支給については、次に掲げる事項に留意するものとする。

(1) 特別急行列車を運行する路線による片道100キロメートル以上の旅行の場合であっても、旅行命令（依頼）上から当該列車を利用できないと認められるときは、特別急行料金は支給しないものとする。

(2) 急行料金は一の急行券の有効区間ごとに計算するものとする。この場合において、一の急行券の有効区間が条例第4条第2項各号に定める路程に満たない場合には、急行料金は支給しない。

(3) 往復同一路線による片道600キロメートルを超える旅行の場合には、往復割引きの運賃を支給するこ

と。

- (4) 特別急行料金が割増し又は割引きとなる繁忙期又は閑散期においては、それぞれ割増料金又は割引料金を支給すること。
- (5) 特別車両料金を徴する客車を運行する線路による旅行をする場合の特別急行料金は、割引料金を支給すること。

(航空賃)

第5 航空賃は、次に掲げる場合で、旅行命令権者が公務上必要と認めた場合に支給するものとする。

- (1) 知事、副知事、県議会の議員及び県議会の議員のうちから選任された監査委員が旅行する場合又はこれらの者に随行する等のため航空機を利用して旅行しなければ公務上支障を来す場合
- (2) 航空機を利用して旅行した場合に支給することとなる旅費の額が、鉄道等の経路により旅行したものとした場合に支給することとなる旅費の額よりも低廉となる場合
- (3) 航空機を利用することにより、他の交通機関を利用して旅行した場合と比較して、公務がより効率的に遂行されるものと認められる場合
- (4) 外国旅行における航空賃は、10級以下の職務にある職員については、条例第20条の規定にかかわらず最下級の運賃を支給するものとする。ただし、他の等級の運賃の支給を受ける者に随行する場合において、同一の等級によらなければ公務上支障を来す場合は、この限りでない。

(職員の赴任に伴う移転期間)

第6 赴任を命ぜられた職員の住所又は居所の移転について、条例第11条には、期間を制限する規定はないが、この場合においても、扶養親族の例により取り扱うものとする。

(日額旅費)

第7 岩手県警察日額旅費支給規程（平成8年岩手県警察本部訓令第1号。以下「日額規程」という。）第2条第1項に定める航海日当を支給する場合において、警備船勤務を命ぜられた職員（以下「乗組員」という。）以外の職員にあつても警察活動上警備船に乗船した場合は、乗組員として取り扱うものとする。

2 日額規程第2条第2項第4号に規定する「訓練」とは、音楽隊訓練、術科訓練、白バイ、又はパトカーの乗務員訓練等の合宿訓練をいう。

(近距離旅行の旅費)

第8 航空旅行に係る条例第15条の適用については、出発地及び着陸地を起点として、陸路に準じて計算した路程によるものとする。

(依頼出張等の旅費)

第9 捜査上その他の必要により証人、参考人等として招致した者の旅費は、行政職給料表に定める1級の職にある者に準じて計算した額をその者の旅費とする。ただし、車賃については実費額とする。

2 用務の内容、学識経験、社会的地位等により前項の規定により難いと旅行命令権者が認めた者の旅費は、別表第3に定める行政職給料表の相当級格付基準表に従って決定した行政職相当級の職にある一般職の職員の旅費支給の例に準じて、計算した額とする。

3 依頼出張者に支給する旅費のうち、当該依頼出張者が遠隔の地に在住する等のため、旅費概算手続きが困難な場合その他特別の事情により旅行命令権者が特に必要と認める場合に限り、資金前渡の扱いをすることができる。

(旅費の概算払)

第10 旅費の支給は、原則として出発の日前3日以内に、概算払により行うものとする。ただし、概算払を行ういとまがない場合は、この限りでない。

第11 職員が、当該職員の在勤する公署の所管区域内等の旅行（用務の都合により、経路が公署の所管区域外にわたる場合を含む。）のうち、次の各号のいずれかに該当するときについては、旅費は翌月精算することができる。

- (1) 地域警察官が地域警察活動のため旅行したとき。
- (2) 交通専務員が交通取締りのため旅行したとき。
- (3) 監督巡視のため旅行したとき。
- (4) 交番、駐在所勤務員が出署のため旅行したとき。

- (5) 鉄道警察隊員が列車警乗又は警らのため旅行したとき。
 - (6) 前各号に掲げる旅行を除くほか、その職務の性質上常時公用の船車等（官公署所属及び借上げた自動車、原動機付自転車、船車又は航空機で運賃を要しないものをいう。）を利用して旅行したとき。
- 2 旅費が支給されない旅行については、旅行命令（依頼）票による旅行命令に代えて、口頭又は勤務計画表等の提示により旅行命令を行い、旅行後、旅行年月日、旅行者氏名、用務及び用務地が記載された運転日誌等により旅行事実を確認するものとする。

（旅費の調整）

第12 旅費の調整は、次に掲げる基準により行うものとする。

- (1) 職員の職務の級又は号級がさかのぼって変更された場合においても、当該職員が既に行った旅行については、その変更に伴う旅費の増減は行わないものとする。
- (2) 旅行経路上を鉄道又はバスで通勤している次に掲げる職員（通勤手当が定期券の価額で認定されている職員に限る。）が通勤と同様の方法で旅行する場合の当該通勤区間にかかる鉄道賃又は車賃（定期券が利用できる運賃又は料金部分に限る。）は支給しないものとする。

ア 新幹線往復通勤者（新幹線定期券利用者）

（ア）新幹線の自由席を利用する旅行又は在来線の列車を利用する旅行（特別急行列車の指定席を利用する旅行を除く。）を命じる場合は、通勤区間の運賃は支給しない。

（イ）旅行（新幹線の自由席特別急行料金（特定特別急行料金を含む。）を支給する旅行に限る。）を命じた路程のうち、新幹線鉄道利用区間と定期券の区間が同一の場合又は新幹線鉄道利用区間が定期券の区間内にある場合には、当該区間の鉄道賃は支給しない。

イ 新幹線片道通勤者又は在来線特別急行列車通勤者（在来線定期券と特急回数券併用者）

（ア）新幹線片道通勤者に新幹線の自由席を利用する旅行を命じる場合は、通勤区間の運賃は支給しない。

（イ）在来線の列車を利用する旅行（特別急行列車の指定席を利用する旅行を除く。）を命じる場合は、通勤区間の運賃は支給しない。

ウ 在来線普通列車通勤者（在来線定期券利用者）

（ア）在来線の列車を利用する旅行（特別急行列車の指定席を利用する旅行を除く。）を命じる場合は、通勤区間の運賃は支給しない。

（イ）通勤区間内の新幹線の自由席を利用できる定期券の利用者に新幹線の自由席を利用する旅行を命じる場合は、その通勤区間の運賃は支給しない。

エ バス通勤者（定期券利用者）

バスで旅行する場合は、通勤区間の車賃は支給しない。

- (3) 交通用具（自動車その他の原動機付の交通用具又は自転車をいう。以下この号において同じ。）を使用して通勤している職員が、私用車の公務使用取扱要綱（昭和45年2月3日付け岩警発第52号・岩会発第40号）第3の規定に基づき、公用車以外の自動車又は原動機付自転車（以下「自家用車」という。）の公務上使用について所属長が承認し、自家用車により旅行する場合であつて、当該旅行が居住地から出発する旅行若しくは居住地に到着する旅行又は居住地から出発し、かつ、居住地に到着する旅行である場合には、次に掲げるところにより車賃を調整するものとする。

ア 居住地から出発する旅行又は居住地に到着する旅行である場合には、通勤に係る往路又は復路の通勤手当の支給に係る通勤距離のうち、交通用具の使用に係る通勤距離（往路又は復路のそれぞれについて交通用具の使用に係る通勤手当の支給限度額に達する距離を限度とする。イにおいて「交通用具の通勤距離」という。）に相当する路程に係る車賃は、支給しないものとする。

イ 居住地から出発し、かつ、居住地に到着する旅行である場合には、通勤に係る往路及び復路の交通用具の通勤距離に相当する路程に係る車賃は、支給しないものとする。

- (4) 旅行者が、公用の船車等を利用し、又は乗車券の交付を受ける等により無料で交通機関を利用して旅行する場合には、鉄道賃、船賃、車賃等の運賃は、これを支給しないものとする。
- (5) 旅行者が公用の自動車、原動機付自転車、船舶（以下「公用車等」という。）等若しくは公用の航空機のみを利用し、又は乗車券の交付を受ける等により無料で交通機関を利用して旅行する場合には、

現地経費の定額の2分の1に相当する額は、これを支給しないものとする。ただし、日額旅費が支給される場合を除く。この場合において、職員以外の者が、県の依頼又は要求に応じ、公務の遂行を補助するため旅行（以下「依頼出張」という。）した場合及び雑踏警備、災害警備、警護、警衛、一般警戒、災害警備訓練等のため部隊として旅行（以下「部隊出動」という。）する場合を除き、条例第15条第1項に規定する近距離旅行の旅費に関する同項の規定の適用については、「40キロメートル」とあるのは「100キロメートル」と、「県内」とあるのは「県内及び県外」とする。

- (6) 現地旅費が支給される場合（第12第1項第8号により現地経費を調整した場合を除く。）であって、旅行命令権者が公務の内容、用務地、出発及び帰着の時刻等を勘案して旅行中に昼食を摂る必要がないと認めるときは、現地経費の定額の2分の1に相当する額は、これを支給しないものとする。ただし、日額旅費が支給される場合、依頼出張した場合及び部隊出動する場合を除く。
- (7) 宿泊する場合であって、宿泊地に滞在中の移動がない日については、現地経費定額の2分の1に相当する額は、これを支給しないものとする。ただし、日額旅費が支給される場合を除く。
- (8) 現地経費又は宿泊料が支給される日に食事が提供される場合であって、その食事代が県の食糧費等から支出される場合には、次に掲げるところにより現地経費又は宿泊料を調整するものとする。
 - ア 食事が提供される場合は、現地経費の定額の2分の1に相当する額は、これを支給しないものとする。
 - イ 宿泊する場合で夕食又は朝食が提供される場合は、1食につき現地経費の定額の2分の1に相当する額を宿泊料から減じた額を宿泊料として支給する。
- (9) 旅行命令権者が正規の運賃を支給する必要がないと認められた場合は、下級の鉄道賃、船賃及び車賃の実費を支給することができる。
- (10) 新規採用者が、初任教養のため居住地からその教養施設所在地まで旅行し、又は教養施設に入った後、採用取消しとなり帰任のため旅行する場合は、2等の鉄道賃、下級の船賃及び車賃の実費を支給する。
- (11) 公用の宿泊施設を利用し、又は定額の宿泊施設をあっせんされた場合にあつて宿泊料を調整することが適当と認められるときは、適宜調整することができる。
- (12) 旅行者が配偶者、両親その他の親族若しくは友人の住居又は自己が所有する住宅等に宿泊する場合には、宿泊料を支給しない。
- (13) 職員が旅行し、特別の事情により公用の施設に宿泊した場合は、次に掲げる区分により宿泊料を支給する。
 - ア 有料で食事を提供する公用の施設に宿泊するとき 1夜につき3,120円
 - イ 食事を提供しない公用の施設に宿泊するとき 1夜につき3,900円
- (14) 職員が旅行中、公務上の必要により翌日にわたり引き続き5時間以上夜間勤務に従事し、宿泊施設に宿泊しなかった場合には、当該旅行について支給される宿泊料の2分の1に相当する額を支給する。
- (15) 旅行者が旅行中の公務傷病等により旅行先の医療施設等を利用して療養したため、正規の現地経費及び宿泊料を支給することが適当でない場合には、当該療養中の現地経費及び宿泊料の2分の1に相当する額は、これを支給しないものとする。
- (16) 職員（生活安全部地域課鉄道警察隊員を除く。）が、警乗警察用務又は移動警察用務のため旅行する場合は、条例別表第1の2級以下の職務にある者について定められた額の現地経費（以下「2級以下の現地経費」という。）及び宿泊料（以下「2級以下の宿泊料」という。）を支給する。ただし、固定の宿泊施設に宿泊しない場合の宿泊料は、2級以下の宿泊料の2分の1に相当する額とする。この場合において「固定の宿泊施設」とは、旅館、ホテル、一般の家屋等移動しない宿泊施設をいい、車中で宿泊し又は徹宵徒歩で陸路旅行した場合は、固定の宿泊施設に宿泊したことにはならない。
- (17) 赴任に伴う現実の移転の路程が旧在勤地から新在勤地までの路程に満たないときはその現実の路程に応じた条例別表第2の移転料定額による額を支給するものとする。
- (18) 赴任に伴う旅行が次に掲げる基準に該当する場合には、当該基準による着後手当（扶養親族移転料のうち着後手当相当分を含む。この号において同じ。）を支給する。
 - ア 新在勤地に到着後直ちに公舎又は自宅に入る場合には、条例別表第1の現地経費定額の2日分及

び宿泊料定額の2夜分に相当する額

イ 赴任に伴う移転の路程が鉄道50キロメートル未満の場合には、条例別表第1の現地経費定額の3日分及び宿泊料定額の3夜分に相当する額

ウ 赴任に伴う移転の路程が鉄道50キロメートル以上100キロメートル未満の場合には、現地経費定額の4日分及び宿泊料定額の4夜分に相当する額

(19) 条例第13条第1項第1号及び第2号に規定する扶養親族移転料のうち、12歳未満の者に対する航空賃の額については、当分の間、その移転の際における職員相当の航空賃の額を限度として、現に支払った額によることができるものとする。

(20) 県の経費以外の経費から旅費が支給されるため、正規の旅費を支給することが適当でない場合には、当該旅費のうち県の経費以外の経費から支給される旅費に相当する旅費は、これを支給しないものとする。この場合において、専門研修で研修期間中における経費について国庫で支弁するものについては、この規定によって支給されることとなる県の経費による旅費は支給しない。

(21) 依頼出張者が、次に掲げる旅行を行う場合であって、依頼出張者から旅費の調整についての申し出があるときは、適宜調整することができるものとする。

ア 居住地以外の地に滞在する者がその滞在地から用務地へ直ちに旅行する場合であって、滞在地から用務地までの行程に係る旅費額が居住地から用務地までの行程に係る旅費額よりも低廉なとき。

イ 用務終了後に用務地から居住地以外の地へ直ちに旅行する場合であって、当該行程に係る旅費額が用務地から居住地までの行程に係る旅費額よりも低廉なとき。

(22) 外国旅行に係る支度の定額は、旅行期間が1月以上となる場合を除き、これを支給しないものとする。ただし、海外旅行保険料、携行品、旅行雑費の対象とならない予防注射等については、旅行命令権者によりその必要性が認められた場合には、支度料の定額を上限として、現に支払った額を支給できるものとする。

2 公務のため特に必要があると認められる場合には、次に掲げるところによるものとする。

(1) 特別急行列車又は普通急行列車を運行する線路による旅行で、現に当該列車を利用するものうち、当該列車を利用することにより、普通列車を利用して旅行した場合と比較して公務がより効率的に遂行されるものと認められる場合又は災害の調査若しくは応急措置、犯罪の捜査、緊急かつ重要な会議若しくは打合せ等のため特別急行列車又は普通急行列車を利用しなければ公務上支障を来す場合には、条例第4条第2項の規定にかかわらず、自由席特別急行料金又は普通急行料金を支給できるものとする。

(2) 県以外の団体等の主催する大会、会議等に出席するための旅行で、当該団体等から宿泊施設を指定された場合であって、宿泊料を調整することが適当と認められるときは、適宜調整することができる。

(3) 条例第4条第1項に規定する鉄道旅行及び条例第5条第1項に規定する水路旅行のうち、特別車両料金又は特別船室料金若しくは上級の運賃の支給を受ける者に随行する旅行のため、これらの料金を支給しなければ公務上支障を来すときは、特別車両料金又は特別船室料金若しくは上級の運賃を支給することができるものとする。

(4) 警護、警衛、被疑者護送若しくは捜査上の必要により、又は緊急の用務で旅行する場合において、条例第4条及び第5条に規定する鉄道賃又は船賃によると公務上重大な支障を来すおそれがあるときは、現に利用した交通機関の鉄道賃及び船賃を支給することができるものとする。

(5) 旅行者がやむを得ず有料道路又は有料駐車場を利用した場合（使用料の科目により支出できない場合に限る。）にあつては、当該利用に要した額を現地経費に加算して支給することができるものとする。

3 前2項各号に規定するもののほか、研修、講習等への参加又は長期にわたる出張その他特別な事情により旅費を調整する場合には、警察本部長の承認を得て別に定めることができる。

（部隊出動の旅費）

第13 職員が雑踏警備、災害警備、警護、警衛、一般警戒、災害警備訓練等のため部隊として旅行する場合は2等若しくは下級の鉄道賃、船賃又は車賃の実費及び2級以下の現地経費を支給する。

2 前項の旅行において宿泊した場合は、2級以下の宿泊料の2分の1に相当する額を支給する。ただし、特別な事情によりこれにより難しいときは2級以下の宿泊料の範囲内で実費額を支給することができる。

(新規採用職員の赴任旅費)

第14 新規採用職員に支給する旅費の種類は、鉄道賃、船賃、航空賃及び車賃（以下「鉄道賃等」という。）、現地経費並びに移転料とし、その額は次に定めるところによる。

- (1) 鉄道賃等は、採用時の住所又は居所（採用に伴い住所又は居所を移転した場合にあっては、当該移転の直前の住所又は居所）から辞令交付地を經由して勤務公署に至るまでの路程に応じた額とする。
- (2) 現地経費は、職員の転任に伴う赴任の例により支給する。
- (3) 移転料は、採用に伴い住所又は居所を移転した場合であって、当該移転の直前の住所又は居所から新在勤地までの路程に応じて支給するものとし、その額は、条例第11条により支給される額の2分の1とする。

(再任用職員の赴任旅費)

第15 再任用職員に支給する赴任旅費は、新規採用職員の例により支給する。ただし、県を退職後、引き続き再任用された職員に支給する赴任旅費及び再任用職員の転任（任期の更新時の転任を含む。）に伴う赴任旅費は、職員の転任に伴う赴任の例により支給する。

(通常の間路の特例)

第16 岩手県内の区間における旅行で、陸路によることにより、他の交通機関を利用して旅行した場合と比較して、公務がより効率的に遂行されるものと認められる場合には、陸路によるものも通常の間路とみなす。

(自家用車利用旅行の旅費)

第17 私用車の公務使用取扱要綱第3の規定に基づき、自家用車の公務上使用を所属長が承認し、かつ、自家用車により旅行することを旅行命令権者が命じた場合には、自家用車利用による旅行を通常の間路及び方法による旅行とみなすものとする。

- 2 前項の旅行における旅費は、第12第1項第3号に該当する場合を除き路程に応じた車賃（条例第7条第1項の車賃をいう。以下同じ。）を支給するものとし、その他の旅費は、公用車を利用した場合に支給される旅費の例によるものとする。この場合において、旅行用務が国費用務のときは、国費による旅行命令と同時に県費による旅行命令を行い、車賃を支給するものとする。
- 3 前項の場合において、自家用車に便乗して旅行する者の車賃は、これを支給しないものとする。

(旅行命令（依頼）票への記載)

第18 次に掲げる場合は、旅行命令（依頼）票の摘要欄にその内容等を記載するものとする。

- (1) 旅費を調整した場合
- (2) 特別車両料金又は特別船室料金を支給する場合
- (3) 航空賃を支給する場合
- (4) 資金前渡の場合
- (5) 公用車を利用して旅行する場合
- (6) 自家用車を利用して旅行する場合
- (7) 所得税を源泉徴収する場合

(通知の廃止)

第19 次に掲げる通知は、廃止する。

- (1) 岩手県警察職員等の旅費支給に関する訓令の運用について（昭和38年3月25日付け岩会発第127号）
- (2) 旅費について行政職給料表の適用を受けない職員のこれに相当する職務の級及び号給を定めることについて（昭和60年12月24日付け岩会発第506号）
- (3) 岩手県警察職員等に支給する旅費の取扱について（平成7年2月1日付け岩会発第39号）

(実施期日)

第20 この通知は、平成8年4月1日から実施する。

(経過措置)

第21 平成8年4月1日前に出発した旅行については、従前の例によるものとする。

別表第1（第1関係）再任用職員以外の職員の行政職給料表の相当級

行政職 給料表	8級	7級 6級	5級 4級	3級	2級	1級
公安職 給料表	9級 8級	7級 6級29号給以上 5級41号給以上	6級28号給以下 5級40号給以下	4級	3級 2級45号給以上	2級44号給以下
教育職 給料表 (1)		3級21号給以上	3級20号給以下			
研究職 給料表			4級（試験研究機関の長に限る。） 4級9号給以上 3級29号給以上	4級8号給以下 3級28号給以下 2級（役付職員に限る。） 2級41号給以上	2級40号給以下 1級53号給以上	1級52号給以下
医療職 給料表 (3)			5級21号給以上	5級20号給以下 4級9号給以上 3級（役付職員に限る。） 3級41号給以上	4級8号給以下 3級40号給以下	2級 1級
技能職 等給料 表				6級 5級	4級 3級17号給以上	3級16号給以下 2級 1級
公安職 俸給表 (一)	8級以上					

別表第2（第1関係）再任用職員の行政職給料表の相当級

行政職 給料表	8級	7級 6級	5級 4級	3級	2級	1級
研究職 給料表			3級	2級		1級
医療職 給料表 (3)			5級	4級 3級		2級 1級
技能職 等給料 表					4級	3級

別表第3 (第1関係)

行政職給料表の相当級格付基準表

旅行者の所属 行政職給料表の職務の級	国家公務員				地方公務員		教育職員	民間企業(団体)の職員		医療団体	その他
	本省	管区機関	都道府県単 位機関	地方出先 機関	都道府 県	市町 村		大規 模	中小 規模		
8級	課長相当以上の職にある者	部長相当以上の職にある者			部長相当以上の職にある者	市町村長	教授			病院長(大規模)	
7級 6級	困難な業務を掌する課補佐の職にある者	課長相当以上の職にある者	部長相当以上の職にある者	困難な業務を掌する機関の長職にある者	課長相当以上の職にある者	常勤特別職(市町村長を除く。)		部長、支店長相当以上の職にある者		病院長副病院長	(1) 弁護士、登録企業診断員等高度の専門的資格を必要とする職業に従事する者 (2) 講演、講義又は専門的調査研究等のため旅行した場合で当該旅行者の学識経験、社会的地位が6級及び7級の項に掲げる者に相当すると認められる者
5級 4級	課補佐相当の職にある者	課長相当の職にある者	課長相当の職にある者	困難な業務を掌する課以上の職にある者	課長補佐相当の職にある者	課長相当以上の職にある者	准教授	課長相当以上の職にある者			上記(2)の場合で4級及び5級の項に掲げる者に相当すると認められる者
3級	係長相当の職にある者	係長相当の職にある者	係長相当の職にある者	係長相当以上の職にある者	係長相当の職にある者	課長補佐相当の職にある者	講師	係長相当以上の職にある者	課長相当以上の職にある者	診療課長 薬局長	上記(2)の場合で3級の項に掲げる者に相当すると認められる者
2級	上級係員	上級係員	上級係員	上級係員	上級係員	係長相当	助手 助教	上級係員	係長相当	医師 歯科	

						の職 にあ る者			以 上 の 職 に あ る 者	医 師 薬 剤 科 長	
1級	一 般 係 員 雇 用 人	一 般 係 員 雇 用 人	一 般 係 員 雇 用 人	一 般 係 員 雇 用 人	一 般 係 員 雇 用 人	一 般 係 員 雇 用 人	そ の 他 の 教 務 職 員	一 般 係 員 雇 用 人	一 般 係 員 雇 用 人	薬 剤 師 獣 医 師 保 健 師 看 護 師 准 看 護 師	上 記 (2) の 場 合 で 一 般 職 員 相 当 と 認 め ら れ る 者 証 人 、 鑑 定 人 、 参 考 人 そ の 他 こ れ に 類 す る 者 そ の 他 の 者

- 備考 1 大規模な民間企業の役員、支店長及び工場長並びにこれらに相当する職以上の者については、行政職8級の格付とすることができる。
- 2 警察本部長が訴訟等の事案の処理を委任した弁護士の当該事案の処理に係る旅費については、行政職8級の格付とすることができる。
- 3 被疑者の護送等のため、来県する他の都道府県の警察職員については、本県の職員の例による等により、旅行依頼者が級を決定するものとする。

別表第4（第1関係）

外国旅行における職務の級等

県における職務の級等	例によるべき国家公務員の職務の級等
知事、副知事、出納長及び 県議会の議員	指定職の職務
10級の職務	10級の職務
9級の職務	9級の職務
8級の職務	8級の職務
7級の職務	6級の職務
6級の職務	
5級の職務	5級の職務
4級の職務	4級の職務
3級の職務	3級の職務
2級の職務	2級の職務
1級の職務	1級の職務